

## 埼玉県との県域を越えた周産期搬送体制の一部変更について

### 経緯

- 平成24年10月22日～平成25年4月1日  
埼玉県からのハイリスク妊産婦等に対する緊急対応の実施
- 平成25年5月1日～平成26年4月1日  
埼玉県からのハイリスク妊産婦等に対する緊急対応の再開
- 平成26年4月14日～  
埼玉県との県域を越えた連携の試行を開始
- 平成30年2月  
埼玉県からの搬送対象の例外的な取扱いの打診（搬送対象の一部変更）
- 平成30年4月  
周産期搬送体制検証部会委員意見聴取
- 平成30年5月  
周産期医療協議会意見聴取
- 平成30年6月  
埼玉県より、正式依頼
- 平成30年7月  
埼玉県からの依頼に対し同意
- 平成30年7月  
都内周産期母子医療センター及び周産期連携病院へ周知
- 平成30年7月25日午前9時  
搬送対象の一部変更

### 一部変更点

#### 搬送対象

- 県域を越えて搬送可能であると医師が判断した、原則として22週以降の母体及び新生児搬送（転院搬送）
- なお、県域を越えた搬送は、各都県コーディネーターにより自都県内の搬送受入調整を行ったが受入先が決まらず、各ブロックの総合周産期母子医療センター（埼玉県においては地区担当地域周産期母子医療センター）に戻すが、それでもなお受入不可の場合に限り実施

#### 追加事項(例外事項)

- ただし、埼玉県南部・東部(南)地区からの搬送依頼については、県内搬送受入調整において、埼玉医科大学病院及び深谷赤十字病院への受入照会を行っていない場合でも、他の周産期母子医療センター及び新生児センターで受入不可の場合は、都への搬送依頼をすることができる。

### 委員からの主な意見

- 現状に鑑み、都内の周産期センターの過剰負担にはつながらないとの判断でしたら、賛成する。
- 群馬県の産科が崩壊状態と聞きますので群馬県への患者搬送が困難な状態で深谷赤十字病院、埼玉医科大学病院はかなり苦労されていると聞いている。
- 同様のことは千葉県、神奈川県でも起こりえますが、今後どのような展開が考えられるか。
- 年間7件から10件程度を想定であれば、適当と認められる。
- しかし、搬送依頼の件数が多い場合は、区西北部医療圏、区東部医療圏などの搬送システムへの影響の再評価が必要だと思う。
- 搬送時間が予後及び搬送可否に影響するなら、変更案で構わない。
- ただ、時間的に大きな問題が生じないような症例では、県内依頼を原則でもいい気はする。原則的には変更の問題ない。

⇒下記条件を附して埼玉県からの申し出に対し同意

- 現行方法による搬送案件と変更による搬送案件については分けて管理し、必要に応じて検証する
- 埼玉県からの搬送患者について、自県への戻り状況について、別途状況把握を行う